

## 資料3

**関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の  
発電用原子炉設置変更許可について(案)  
—津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応—**令和2年12月2日  
原子力規制委員会**1. 経緯**

原子力規制委員会は、令和元年9月26日に、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和2年8月20日、令和2年9月3日及び令和2年10月5日に、関西電力から当委員会に対し補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和2年10月14日の第32回原子力規制委員会において、審査の結果の案を取りまとめ、審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴取することとした。

今般、審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集の結果並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、本申請に対する設置変更許可の可否について判断を行うこととする。

なお、本件の審査においては、令和元年度第13回原子力規制委員会において決定した方針に従い、火山事象に係る「想定される自然現象」について、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

**2. 審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集の結果****(1) 結果概要**

- ① 期間：令和2年10月15日～令和2年11月16日(33日間)
- ② 対象：関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)(案)
- ③ 総数：6件<sup>1</sup>

**(2) 御意見の概要及び考え方**

寄せられた御意見の概要及び当該御意見への考え方を、以下のとおり取りまとめる。

<sup>1</sup> 意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもの。

(別紙1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方(案)

(別紙2) 審査書(案)に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方(案)

### 3. 審査の結果について

審査書については、寄せられた御意見を踏まえ、別紙3添付のとおりとする。本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るものに限る。)第3号及び第4号に適合しているものと認められるとの結論に変更はない。

以上のことから、別紙3のとおり審査の結果を取りまとめる。

### 4. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴いたところ、別紙4のとおり「本件申請については、(略)当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との回答があった。

### 5. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙5のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

### 6. 発電用原子炉設置変更許可処分について

以上を踏まえ、本申請が原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙6のとおり許可することとする。

### 7. 対策の完了期限等

#### (1) 令和元年度第20回原子力規制委員会における了承事項

「本新知見<sup>2</sup>に係る設置変更の許可を行う際、安全性への影響、被規制者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、本新知見の反映を完了させるべき期限を設定するとともに、他の審査・検査案件の取扱いを定める。」

#### (2) 現状

- 取水路防潮ゲート4門のうち2門が閉止している状態が維持されている限りにおいては、本件津波によって高浜発電所が有意な影響を受

<sup>2</sup> 「隠岐トラフ海底地すべり」による津波警報が発表されない可能性のある津波(以下「本件津波」という。)に関する知見

けるおそれがある状況にはない。(令和元年度第16回原子力規制委員会資料2、第20回原子力規制委員会資料2 参照)

- 関西電力は、本新知見を踏まえた対策を完了させるまで、取水路防潮ゲートの2門閉止状態を維持するとしている。(参考資料2 参照)
- 取水路防潮ゲートの2門閉止状態を維持することは、保安規定で担保されている<sup>3</sup>。

### (3) 今後の進め方

- 関西電力は、取水路防潮ゲート3門以上を開ける前に本新知見を踏まえた対策を完了させること<sup>4</sup>。
- 対策の完了は、原子力規制検査において確認する。

---

<sup>3</sup> 平成27年10月9日付の変更認可後の高浜発電所保安規定において、次のとおり規定されており、取水路防潮ゲートの2門閉止状態を終了するためには、保安規定の変更認可が必要となる。

・「取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。」

<sup>4</sup> 対策が完了した後は、保安規定を変更した上で取水路防潮ゲート3門以上を開状態にすることが可能となる。また、他の審査・検査案件も本新知見を踏まえ基準適合性を判断する。